

協議第 4 1 号

社会体育関係事業（協定項目 2 2 - 1 8 ）について

社会体育関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 18 社会体育関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>社会体育関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ振興審議会については、合併後に再編する。</li> <li>2. 体育指導委員会については、合併後に再編する。</li> <li>3. スポーツ大会・行事開催業務については、合併後に再編する。</li> <li>4. 社会体育施設運営・維持管理業務については、合併後に再編する。</li> <li>5. 社会体育施設使用料については、合併後に再編する。</li> <li>6. 学校開放については、合併後に再編する。</li> <li>7. 体育協会については、合併後に再編する。</li> <li>8. スポーツ少年団については、合併後東村の例により再編する。</li> </ol>				
項目	現 況			調整内容	
	東 村	吾 妻 町			
1. スポーツ振興審議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定数 10名以内</li> <li>2. 任期 2年（再任は妨げない）</li> <li>3. 報酬 日額 8,200円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定数 10名以内</li> <li>2. 任期 2年（再任は妨げない）</li> <li>3. 報酬 日額 7,700円</li> </ol>		<p>【調整区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針】 合併後に新町において再編する。報酬は日額とし、報酬額は報酬審議会で決定する。</p> <p>【調整方針の理由】 住民の心身の健全な発達と明るく豊かな住民生活の形成のため、合併後新町において再編する。</p>	
2. 体育指導委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定数 5名</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定数 規定なし（現在11名）</li> </ol>		<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	2. 任期 2 年 3. 報酬 年額 25,000 円	2. 任期 2 年 3. 報酬 日額 7,700 円 4. 研修会費 年間 172,000 円	<b>【具体的な調整方針案】</b> ・スポーツ振興法に基づき合併後に再編する。委員数は合併後に新町で決定する。概ね県内同規模自治体の数に倣う。 ・任期は県内自治体に倣い2年とする。 ・報酬は年額とし、報酬額は報酬審議会で決定する。 ・研修費補助金制度は新町で決定する。 ・新しい自治体発足の日からは、基本的に旧町村の制度を適用し、時期をみて再編する。  <b>【調整方針の理由】</b> スポーツ振興法の規定により、新町になっても同様とする。
3. スポーツ大会・行事開催業務	1. 各大会の開催 体協主催、あづまゴルフクラブ 後援 東村シニア・レディースゴルフ大会 東村民ゴルフ大会 体協主催、専門部主管 東村ソフトテニス大会 東村野球大会 東村壮年ソフトボール大会 東村グラウンドゴルフ大会 東村剣道大会 東村卓球大会	1. 各大会の開催 基本的には、体協の各専門部へ委託をしてそれぞれの種目の町民大会を開催する。 4月29日(みどりの日)に開催される町民健康マラソンのみ吾妻町・吾妻町教育委員会・吾妻町体育協会の主催で、吾妻町教育委員会で開催業務を行う。	<b>【調整の区分】</b> 合併後に再編する。  <b>【具体的な調整方針案】</b> 地域に深く浸透している大会の有無等様々な問題があるため、統合するものと両町村毎に開催するもの等再編する。  <b>【調整方針の理由】</b> 地域づくりの観点からも、継続実施の方向で内容・方法等総合的な再編を行う。
4. 社会体育施設運営・維持管理業務	1. 運営業務 社会体育施設 東村陸上競技場	1. 運営業務 社会体育施設 吾妻町スポーツ広場	<b>【調整の区分】</b> 合併後に再編する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	東村第1社会体育館 東村第2社会体育館 東村柔剣道場 東村野球場 東村弓道場 東村テニス場 東村ゲートボール場 学校開放施設（夜間） 東中学校グランド 東中学校体育館	吾妻町緑地ひろば 吾妻町テニスコート 唐堀スポーツ広場 本宿スポーツ広場 小万沢スポーツ広場 吾妻町町民体育館 岩島社会体育館 吾妻町弓道場 町民プール（夏期期間のみ開設） 学校開放施設（土日祝日及び長期休業の 場合は午前9時～夜間・平日夜間） 原町小グランド 太田中グランド 岩島中グランド 坂上中グランド 原町小体育館 原町中体育館 原町中武道館 太田小体育館 太田中体育館 岩島小体育館 岩島中体育館 坂上小体育館 坂上中体育館	<b>【具体的な調整方針案】</b> 管理に関しては、合併時に再編する。 運営に関しては、合併後しばらくは旧町村の制度で運営し、新町で地域や施設の特徴、また、受益者負担の原則等を考慮し速やかに統一する。 維持管理に関しては、新町で再編する。  <b>【調整方針の理由】</b> 課題のとおり、旧町村において料金、条件等に個々の運営があり、また、施設数も多く多種にわたっている。合併時にも運用しているので、維持及び運営に関しては、各種条件を考慮し所定の手続きを経て速やかに統一する。
	2. 運営方法 ・ 各施設ともに、教育課で受付、使用料を現金で徴収、使用許可をする。 ・ 社会体育館の夜間使用（19時～21時30）については、年1回の利用調整会	2. 運営方法 ・ 各施設とも、利用調整会議で予約受付、使用料を現金で徴収し、使用許可する。利用調整会議以後、各施設とも、空いていれば、随時受付を行う。	

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
	<p>議で調整をする。</p> <p>3. 管理業務  総合運動場  浄化槽保守点検業務（年間）  電気設備保守点検業務（年間）  施設清掃業務  消防設備点検業務  植木管理業務  総合運動場施設管理業務（年間）  総合運動場夜間施設管理業務（年間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会体育施設については年2回、2月、8月の各25日に利用調整会議を行う。</li> <li>・ 学校開放施設については、年4回、2月、5月、8月、11月の各25日に調整会議を行う。</li> </ul> <p>3. 管理業務  各スポーツ広場  施設清掃業務  植木管理業務  スポーツ広場施設管理業務（年間）  社会体育施設  施設維持管理業務（年間）  施設貸出利用管理業務（年間）  町民プール  電気設備保守点検業務  プールろ過装置保守点検業務  プール管理運營業務  学校開放施設（夜間）  屋外照明維持管理業務</p> <p>4. 吾妻町総合交流促進施設 であいの館  健康増進センター  管理  ふれあいの郷職員が受付及び管理。  利用の状況  基本的には個人の使用だが、1ヶ月以上前に申し出があれば団体も受け付ける。  月2回自主事業としてエアロビクスダンス教室を開催。体力測定は予約制。</p>	

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
		総合交流促進施設の貸出事務 指導員の講習のもと会員登録を行う。	
5. 社会体育施設使用料	<p>1. 村外利用者利用料</p> <p>野球場 午前2,000円午後2,000円 1日4,000円 夜間5,000円夜間村内1,800円</p> <p>テニスコート2面 午前1,000円午後1,000円 1日2,000円 夜間3,000円夜間村内1,000円</p> <p>陸上競技場 午前2,000円午後2,000円 1日4,000円</p> <p>ゲートボール場 午前500円午後500円 1日1,000円</p> <p>弓道場 午前2,000円午後2,000円 1日4,000円 夜間2,000円</p> <p>社会体育館 午前2,000円午後2,000円 1日4,000円 夜間 2,000円</p> <p>柔剣道場 午前2,000円午後2,000円 1日4,000円 夜間2,000円</p> <p>2. 減免措置 上記社会体育施設利用者で桔梗館を下記の人数で利用した場合には減免になる。 野球場15人 テニスコート10人 陸上競技場15人 ゲートボール場</p>	<p>1. 利用料</p> <p>町民の利用 町外の利用 吾妻町テニスコート・照明施設] 1時間当たり400円 800円</p> <p>吾妻町町民体育館・大体育室 1時間当たり800円 1600円</p> <p>吾妻町町体育館・小体育室ほか 1時間当たり400円 800円</p> <p>岩島社会体育館 1時間当たり100円 200円</p> <p>吾妻町弓道場 無料 貸出せず</p> <p>吾妻町スポーツ広場 無料 1時間当たり500円</p> <p>吾妻町緑地広場 無料 1時間当たり500円</p> <p>唐堀スポーツ広場 無料 貸出せず</p> <p>本宿スポーツ広場 無料 貸出せず</p> <p>小万沢スポーツ広場 無料 貸出せず</p> <p>2. 減免措置 町内利用者減免措置あり。町・教育委員会主催・共催事業外5理由により使用料免除。</p> <p>3. 吾妻町健康増進センター</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針】 両町村において社会体育施設の使用料を徴収している（町村により無料の施設もある。）が、使用料が統一されていないため、合併後に新たに再編し、それまでは、旧町村で行っていた各々の制度で運用する。なお、使用料に関しては、合併後に再編される「スポーツ振興審議会」に諮る。</p> <p>【調整方針の理由】 現在は両町村においてそれぞれ社会体育施設の使用料を定めているが、新町で統一するのが良いと思われるので、合併後に新たに定める。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	10人弓道場10人 社会体育館15人 柔剣道場10人 村内利用者減免措置あり	1回300円(運動器具、体力測定) 回数券3000円(11枚つづり)	
6. 学校開放	<p>1. 開放施設 小中学校の運動場・体育館の開放 (小学校1校、中学校1校)</p> <p>2. 使用料 無料</p> <p>3. 開放日時 定めはない。</p>	<p>1. 開放施設 小中学校の運動場・体育館・武道館及びこれらの付帯設備の開放を行なう。 (小学校4校、中学校4校)</p> <p>2. 利用団体登録・利用調整 開放施設を利用する団体は、体育施設利用登録団体票を提出する。 2月、5月、8月及び月11月の25日に利用調整会議を開催し、利用団体に許可を与え、各学校長へ通知する。</p> <p>3. 使用料 運動場 500円/1時間 (校庭開放照明施設のある運動場のみ) 体育館 100円/1時間 武道館 100円/1時間</p> <p>4. 開放日時 運動場 土・日曜、祝日 9:00~21:00(年未年始を除く) 長期休業日 9:00~21:00(年未年始を除く) 平日 18:00~21:00(年未年始を除く) 体育館 土・日曜、祝日 9:00~21:00(年未年始を除く) 長期休業日 9:00~21:00(年未年始を除く)</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針】 開放施設は継続する。合併後に吾妻町の例により再編する方向で努める。</p> <p>【調整方針の理由】 地域のスポーツ活動の拠点として定着しており合併後も継続して実施する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		平日運動場 土・日曜、祝日 18:00～21:00(年末年始を除く) 武道館 土・日曜、祝日 9:00～21:00(年末年始を除く) 長期休業日 9:00～21:00(年末年始を除く) 平日運動場 土・日曜、祝日 18:00～21:00(年末年始を除く)	
7. 体育協会	1. 概要 村内5地区の体育部。 村内に組織を持つ16の専門部。 2. 加盟団体 陸上協会、野球部、バレーボール部、 バスケットボール部、テニス部、卓球部、 ソフトボール部、剣道部、柔道部、弓道 部、ゴルフ部、バドミントン部、射撃部、 スキー部、ゲートボール部、グラウンド ・ゴルフ部 3. 役員 会長、副会長、理事長、理事若干名、 書記、会計、監査2名 4. 補助金 1,960,000円	1. 概要 町内に組織をもつ20の専門部。 2. 加盟団体 陸上部、スキー部、スケート部、バド ミントン部、バレーボール部、ソフトボ ール部、野球部、卓球部、硬式テニス部、 ソフトテニス部、柔道部、剣道部、弓道 部、サッカー部、ゲートボール部、グラ ウンドゴルフ部、ゴルフ部、バスケット ボール部、レクリエーション部、ハイキ ング部、綱引き部 3. 役員 会長、副会長3名、理事長、理事45名、 監査3名、事務局長、事務局員7名 4. 補助金 3,216,000円	<b>【調整の区分】</b> 合併後に再編する。  <b>【具体的な調整方針案】</b> 合併後、両体育協会の意向をふまえ再 編に向け調整に努める。補助金は新基準 を策定して統一に努める。  <b>【調整方針の理由】</b> 地域に深くかかわっている各体育協会 の意向をふまえ再編に努める。
8. スポーツ少年団	1. 概要(平成16年度) ・種目 野球、卓球、剣道、柔道、 ・単位団数 4単位団 ・指導者数 19人 ・団員数 111人	1. 概要(平成15年度) ・種目 野球 ・単位団数 2単位団 ・指導者数 9人 ・団員数 45人	<b>【調整の区分】</b> 東村の例により合併後再編する。  <b>【具体的な調整方針】</b> 両町村でスポーツ少年団に関する事務

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	2. 役員 本部長、指導者 3. 補助金 343,000円 4. その他 スポーツ少年団登録料及びスポーツ安全 保険の保険料を村費で負担 指導員報酬あり	2. 役員 本部長外1 3. 補助金 なし	を行っているため、東村の例により合併 後に再編する方向で調整する。  <b>【調整方針の理由】</b> 東村の例が、補助金額等相当と考える ので、東村の例により再編する。